

第百八十五回国 参議院 総務委員会 會議録 第三号

平成二十五年十一月十二日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

十一月六日

補欠選任

井原 巧君

森屋 宏君

江口 克彦君

寺田 典城君

十一月七日

補欠選任

理事

山本 香苗君

委員

二之湯 智君

丸川 珠代君

吉川 沙織君

若松 謙維君

渡辺美知太郎君

井原 巧君

石井 正弘君

磯崎 陽輔君

小泉 昭男君

島田 三郎君

関口 昌一君

柘植 芳文君

堂故 茂君

藤川 政人君

石上 俊雄君

江崎 孝君

難波 奨二君

林 久美子君

藤末 健三君

国務大臣

副大臣

大臣政務官

総務大臣政務官

総務大臣政務官

常任委員会専門員

寺田 典城君

吉良よし子君

片山虎之助君

又市 征治君

主濱 了君

新藤 義孝君

上川 陽子君

関口 昌一君

松本 文明君

伊藤 忠彦君

塩見 政幸君

本日の会議に付した案件

○国家公務員の配偶者同行休業に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山本香苗君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、江口克彦君が委員を辞任され、その補欠として寺田典城君が選任されました。

○委員長(山本香苗君) 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律案及び地方公務員法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。政府から順次趣旨説明を聴取いたします。新藤総務大臣。

○国務大臣(新藤義孝君) 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律案及び地方公務員法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、本年八月八日の人事院の意見の申出に鑑み、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する有為な国家公務員の継続的な勤務を促進するため、一般職の国家公務員について配偶者同行休業の制度を設けるものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、職員が、外国での勤務その他の人事院規則で定める事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業として、配偶者同行休業の制度を設けることとしております。

第二に、任命権者は、職員が配偶者同行休業を請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該請求をした職員の勤務成績等を考慮した上で、配偶者同行休業をすることを承認することができることとするほか、配偶者同行休業の期間の延長等について必要な事項を定めることとしております。

第三に、防衛省の職員について準用規定を設けることとしております。

このほか、施行期日について規定するとともに、関係法律について必要な規定の整備を行うこととしております。

次に、地方公務員法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、国と地方の権衡を図る観点から、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する有為な地方公務員の継続的な勤務を促進するため、国家公務員と同様に、地方公務員について配偶者同行休業の制度を設けるものであります。

休業の事由、休業の承認等の内容の概要につきまして、国家公務員と同様であり、地方公共団体が条例を制定することにより、当該地方公共団体において配偶者同行休業の制度が導入されるものであります。

以上がこれらの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(山本香苗君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十二時二分散会

十一月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律案

一、地方公務員法の一部を改正する法律案

(目的) 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律案 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律案

第一条 この法律は、配偶者同行休業の制度を設けることにより、有為な国家公務員の継続的な勤務を促進し、もって公務の円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「職員」とは、第十一條を除き、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二條に規定する一般職に属する国家公務員をいう。

2 この法律において「任命権者」とは、国家公務員法第五十五條第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

4 この法律において「配偶者同行休業」とは、職員が常時勤務することを要しない職員、臨時的に任用された職員その他の人事院規則で定める職員を除く。次条第一項において同じ。が、外国での勤務その他の人事院規則で定める事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業をいう。

(配偶者同行休業の承認)

第三条 任命権者は、職員が配偶者同行休業を請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該請求をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、三年を超えない範囲内の期間に限り、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

2 前項の請求は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第四条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が三年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を請求することができる。

2 配偶者同行休業の期間の延長は、人事院規則で定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとする。

3 前条第一項の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の効果)

第五条 配偶者同行休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

(配偶者同行休業の承認の失効等)

第六条 配偶者同行休業の承認は、当該配偶者同行休業をしている職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該配偶者同行休業に係る配偶者が死亡し、若しくは当該職員の配偶者でなくなった場合には、その効力を失う。

2 任命権者は、配偶者同行休業をしている職員が当該配偶者同行休業に係る配偶者と生活を共にしなくなったことその他の人事院規則で定める事由に該当すると認めるときは、当該配偶者同行休業の承認を取り消すものとする。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第七条 任命権者は、第三条第一項又は第四条第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間(以下この項及び第三項において「請求期間」という。)について職員の配置換えその他の方法によつて当該請求をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第二号に掲げる任用は、請求期間について一年(同条第一項の規定による請求があつた場合にあつては、当該請求による延長前の配偶者同行休業の期間の初日から当該請求に係る期間の末日までの期間を通じて一年)を超えて行うことができない。

一 請求期間を任用の期間(以下この条において「任期」という。)の限度として行う任期を定めた採用  
二 請求期間を任期の限度として行う臨時的任用  
2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。

3 任命権者は、第一項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が請求期間に満たない場合にあつては、当該請求期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

4 第二項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

5 任命権者は、第一項の規定により任期を定めて採用された職員を、任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、その任期中、他の官職に任用することができる。

6 第一項の規定に基づき臨時的任用を行う場合には、国家公務員法第六十條第一項から第三項までの規定は、適用しない。

(職務復帰後における給与の調整)

第八条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内その他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事院規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(配偶者同行休業をした職員についての国家公務員退職手当の特例)

第九条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第六條の四第一項及び第七條第四項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同法第六條の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての国家公務員退職手当法第七條第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数(国家公務員法第百八條の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人の労働関係に關

する法律(昭和二十三年法律第百五十七号)第七條第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数」とあるのは、「その月数」とする。

(人事院規則への委任)  
第十条 この法律(前条及び次条の規定を除く。)の実施に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

(防衛省の職員への準用)

第十一条 この法律(第二條第一項及び第二項並びに第七條第六項を除く。)の規定は、国家公務員法第二條第三項第十六号に掲げる防衛省の職員について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、第三條第一項中「任命権者」とあるのは「自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十一條第一項の規定により同法第二條第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者(以下「任命権者」という。）」と、前条中「前条及び次条」とあるのは「前条」と読み替へるものとする。

附則

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(裁判所職員臨時措置法の一部改正)

第二条 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第百九十九号)の一部を次のように改正する。

(本則中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。)

九 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成二十五年法律第 号)

(独立行政法人通則法の一部改正)

第三条 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第五十九條第一項に次の一号を加える。

十 国家公務員の配偶者同行休業に関する法

律(平成二十五年法律第二号)第五十五条第二項及び第八條の規定  
 (国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正)  
 第四条 国家公務員の留学費用の償還に関する法律(平成十八年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項に次の一号を加える。  
 六 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成二十五年法律第三号)第三條第一項の規定による配偶者同行休業をした期間  
 第十条の表第三條第三項第五号の項の次に次のように加える。

第三条第三項第六号	国家公務員の配偶者同行休業に関する法律	裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員の配偶者同行休業に関する法律
-----------	---------------------	---------------------------------------

第十一条の表第三條第三項第五号の項の次に次のように加える。

第三条第三項第六号	第三条第一項	第十一条において準用する同法第三條第一項
-----------	--------	----------------------

地方公務員法の一部を改正する法律案  
 地方公務員法の一部を改正する法律

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。  
 目次中「第二十六條の五」を「第二十六條の六」に改める。

第一条中「勤務条件」の下に、「休業」を加える。

第二十六條の四第一項中「自己啓発等休業」の下に、「配偶者同行休業」を加える。

第二十六條の五第一項中「以下この条の下に「及び次条(第八項及び第九項を除く。)」を加える。

第三章第四節の二中第二十六條の五の次に次の一条を加える。

(配偶者同行休業)

第二十六條の六 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、三年を超えない範囲内において条例で定める期間、配偶者同行休業(職員

が、外国での勤務その他の条例で定める事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第五項及び第六項において同じ。)と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業をいう。以下この条において同じ。)をすることを承認することができる。  
 2 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が前項の条例で定める期間を超えない範囲内において、条例で定めるところにより、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。  
 3 配偶者同行休業の期間の延長は、条例で定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとする。  
 4 第一項の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。  
 5 配偶者同行休業の承認は、当該配偶者同行休業をしている職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該配偶者同行休業に係る配偶

者が死亡し、若しくは当該職員の配偶者でなくなつた場合には、その効力を失う。  
 6 任命権者は、配偶者同行休業をしている職員が当該配偶者同行休業に係る配偶者と生活を共にしなくなつたことその他条例で定める事由に該当すると認めるときは、当該配偶者同行休業の承認を取り消すものとする。  
 7 任命権者は、第一項又は第二項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る期間(以下この項及び次項において「申請期間」という。)について職員の配置換えその他の方法によつて当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、条例で定めるところにより、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第二号に掲げる任用は、申請期間について一年を超えて行うことができない。  
 一 申請期間を任用の期間(以下この条において「任期」という。)の限度として行う任期を定めた採用  
 二 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用  
 8 任命権者は、条例で定めるところにより、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合に於ては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。  
 9 任命権者は、第七項の規定により任期を定めて採用された職員を、任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、その任期中、他の職に任用することができる。  
 10 第七項の規定に基づき臨時的任用を行う場合には、第二十二條第二項から第五項までの規定は、適用しない。  
 11 前条第二項、第三項及び第六項の規定は、配偶者同行休業について準用する。  
 第五十八條の二第一項中「勤務条件」の下に、「休業」を加える。

附則

(施行期日)  
 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(地方公営企業法の一部改正)  
 第二条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。  
 第三十九條第一項中「第二十六條の五第三項」の下に「同法第二十六條の六第十一項において準用する場合を含む。」を加える。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)  
 第三条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。  
 第十八條中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 地方公務員法第二十六條の六第七項の規定により任期を定めて採用される者及び臨時的に任用される者  
 (公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)  
 第四条 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。  
 第二十四條中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 地方公務員法第二十六條の六第七項の規定により任期を定めて採用される者及び臨時的に任用される者  
 (地方独立行政法人法の一部改正)  
 第五條 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。  
 第五十三條第一項第一号中「第二十六條の五第三項」の下に「同法第二十六條の六第十一項において準用する場合を含む。」を加え、同条

第三項の表第二十六条の五第一項、第五項及び第六項並びに第二十七条第二項の項中「第六項」の下に「(第二十六条の六第十一項において準用する場合を含む。)、第二十六条の六第一項から第三項まで、第六項、第七項各号列記以外の部分及び第八項」を加える。